

香川県認定こども園の認定等に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1・第2）
- 第2章 認定の基準に関し知事が定める事項（第3）
- 第3章 その他規則に基づき知事が定める事項（第4 第6）
- 第4章 審査基準等（第7・第8）
- 第5章 留意すべき事項（第9）
- 附則

第1章 総則

第1 趣旨

この要綱は、香川県認定こども園の認定等に関する規則（平成18年香川県規則第96号。以下「規則」という。）の規定に基づき認定こども園の認定の基準に関し知事が定める事項等及び認定こども園の認定等の事務に関する審査基準等を定めるとともに、香川県認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年香川県条例第64号。以下「条例」という。）及び規則の施行並びに認定こども園の運営に関し留意すべき事項について定めるものとする。

第2 定義

この要綱において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法律」という。） 条例及び規則において使用する用語の例による。

第2章 認定の基準に関し知事が定める事項

第3 情報の提供

規則第9条第4号の知事が別に定める情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 年齢ごとの子どもの数、学級数及び職員配置の状況
- (2) 食事の提供の有無及び自園調理又は外部搬入（食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し、当該認定こども園に搬入する方法をいう。以下同じ。）の別
- (3) 園バス等による子どもの送迎の有無及び子どもの最長乗車時間
- (4) 苦情解決の体制
- (5) 子育て支援事業の実施計画

第3章 その他規則に基づき知事が定める事項

第4 認定申請書に添付する書類

規則第1号様式備考4の知事が別に定める書類は、別添第1号様式から別添第3号様式まで

において記載することとされている事項を記載した書類及び添付することとされている書類とする。

第5 認定有効期間更新申請書に添付する書類

規則第2号様式備考2の知事が別に定める書類は、別添第1号様式から別添第3号様式までにおいて記載することとされている事項を記載した書類とする。

第6 運営状況の報告

- 1 規則第15条第3項の知事が別に定める事項は、別添第4号様式から別添第6号様式までにおいて記載することとされている事項及び添付することとされている書類に記載された事項とする。
- 2 規則第4号様式備考2の知事が別に定める書類は、別添第4号様式から別添第6号様式までにおいて記載することとされている事項を記載した書類及び添付することとされている書類とする。

第4章 審査基準等

第7 認定こども園の認定に関する審査基準及び標準処理期間

認定こども園の認定については、条例、規則及び第2章に定める認定の基準のほか、次の基準によって審査する。この場合において、その標準処理期間は、60日とする。

1 学級編制

1学級の子どもの数について、条例別表第一の二の知事がやむを得ないと認める場合は、認定こども園の認定後において、特別の事由があり、一時的に1名又は2名程度の子どもの数の増加があった場合とする。

2 屋外遊戯場

屋外遊戯場を当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる場合として、条例別表第五の四イを満たしていると認められる場合は、通常の移動方法により30分以内で移動できる距離にある場合とする。

3 子育て支援事業

子育て支援事業については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第2条各号に掲げる事業を、原則として、週3日以上実施できる体制が整備されていること。

第8 認定こども園の認定の有効期間の更新に関する審査基準及び標準処理期間

認定こども園の認定の有効期間の更新については、次の基準によって審査する。この場合において、その標準処理期間は、30日とする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らし、当該保育所において児童福祉法第39条第1項に規定する幼児以外の子どもに対する保育を引き続き行うことにより当該幼児の保育に支障が生じるおそれがないと認められること。（法律第5条第3項）

第5章 留意すべき事項

第9 条例及び規則の施行並びに認定こども園の運営に関し留意すべき事項は、次のとおりとする。

1 職員の配置

職員の配置に関する認定の基準は、認定こども園において保育する子どもの数に対して適用されるものであるが、一時保育（子育て支援事業において実施される場合を含む。）を実施する場合であっても、通常在園している子どもに係る職員の配置に影響のないよう配慮すること。

2 職員の資格等

- (1) 満3歳以上の子どもの保育に従事する職員の資格については、幼稚園教員免許状を有し、かつ、保育士である者とするのが困難であるときは、そのいずれかの資格を有する者であれば認めることとしているが、その場合であっても、当該職員は、両資格を併有できるような取組を行うこと。また、認定こども園の長は、当該職員の両資格の併有に向けた取組を支援すること。
- (2) 認定こども園の長は、原則として、幼稚園等の学校又は保育所等の児童福祉施設等において長又は職員として従事した実績又はこれらの施設の経営に従事した実績があること。

3 食事の提供（自園調理）

- (1) 食事を提供する場合には、特に満3歳に満たない子ども及び長時間利用児に対する食事については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条に規定する食事の趣旨に基いて提供するなど、規則第6条第5号に規定する食事の目的が達成されるよう配慮すること。
- (2) 認定こども園に調理室を設けている場合であっても、調理を担当する職員が週の半分以上の日数において勤務せず調理を行っていないような場合には、食事について調理室を設けて自園調理を実施しているとは認められないこと。

4 食事の提供（外部搬入）

- (1) 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において、満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園以外の場所において調理し、当該認定こども園に搬入する方法により行う場合、「保護施設等における調理業務の委託について」（昭和62年3月9日社施第38号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）及び

「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)の趣旨を踏まえて実施するとともに、調理業務を受託する者(以下「受託業者」という。)との契約においては、特に次の点に留意すること。

ア 受託業者が適正な食事を提供することができなくなった場合に、代行手段が確保できるような契約内容とすること。

イ 適正な食事の提供の確保のため必要があると認める場合には、認定こども園の職員が受託業者の施設等に立入調査ができる等、運営改善のための適切な措置がとれるような契約内容とすること。

- (2) 条例別表第四の二イに規定する加熱、保存等の調理機能を有する設備は、具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、体調不良の子ども等の対応に支障が生じない設備等をいう。

5 教育及び保育の内容

(1) 認定こども園認定申請書(規則第1号様式)の記載事項のうち、「教育及び保育の目標及び主な内容」の「目標」欄については「認定こども園として目指す教育及び保育の目標及び理念」について記載し、「主な内容」欄については、「教育及び保育のねらい及び内容の概要」について記載すること。

(2) 教育及び保育の全体計画においては、規則第6条第2号に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確に示すこと。

6 子育て支援事業

子育て支援事業の実施に当たっては、地域においてアンケートを実施するなどにより地域の子育て支援に関する実情及び要望の把握に努めること。

7 認定の有効期間の更新

保育所型認定こども園から認定の有効期間の更新の申請があった場合において、県は、当該認定こども園が所在する市町と必要に応じて協議する。この場合において、当該有効期間の更新により当該市町の児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定められる保育の実施義務に支障があると認められる場合は、当該有効期間の更新を認めない。

8 既存施設における保護者への説明

既存施設の設置者は、当該施設について認定こども園の認定の申請をする場合においては、事前に当該施設に在籍している子どもの保護者に対して、現在の施設及び認定を受けた後の施設における教育及び保育の内容、利用者、利用料金、契約等の異なる事項について、十分に説明し、理解を得るように努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年1月25日から施行する。